

大分県報

令和二年
号外（一〇五）
十二月十八日

（金曜日）

目次

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………
大分県政務活動費の交付に関する規程等の一部改正……………

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

大分県議会議規則第二号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条の見出し中「出欠席」を「欠席」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「事故のため」の下に「会議に」を加え、同項を同条とする。
第十五条第一項及び第十八条中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。
第八十七条及び第一百十二条第一項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

大分県政務活動費の交付に関する規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

大分県議会議規則第三号

大分県政務活動費の交付に関する規程等の一部を改正する規則

（大分県政務活動費の交付に関する規程の一部改正）
第一条 大分県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年大分県議会議規則第二号）の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「代表者」を「代表者」に改める。
別記様式第八号及び別記様式第九号中「署名」を「記名」に改める。

（大分県議会議委員会傍聴規則の一部改正）

第二条 大分県議会議委員会傍聴規則（平成十三年大分県議会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。